広島地方最低賃金審議会
第 575 回　本審議会　議事要旨

開催日時	令和８年 10 月７日(水)　９時 00 分～11 時 30 分		
開催場所	広島合同庁舎３号館１階 15 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席　２人	定数　５人
	労働者を代表する委員	出席　５人	定数　５人
	使用者を代表する委員	出席　５人	定数　５人
主要議題	１　令和８年度広島県最低賃金専門部会の廃止決定について ２　令和８年度広島県特定最低賃金の改正決定等の必要性について ３　その他		

議　　事　　要　　旨

１　令和８年度広島県最低賃金専門部会の廃止決定について

事務局から「広島県最低賃金は 10 月 11 日から時間額 1,141 円となる。」、「広島県最低賃金専門部会は任務を終了したため、廃止の決定をお願いしたい。」旨を説明し、廃止が決定された。

２　令和８年度広島県特定最低賃金の改正決定等の必要性について

（１）公正競争ケース３業種について

ア　オブザーバー意見聴取について

船舶等製造業及び自動車小売業について、業界関係者であるオブザーバーの意見聴取を実施した。

（ア）船舶等製造業について

労側委員から「造船業は重要産業であり、新造船需要は拡大見込みである。国、広島県は重点業種に位置付けている。昨年度改正されなかったことで、優位性が失われている。」、労側オブザーバーから「人手不足が継続し、熱中症対策、安全対策の重要性が増している。他県の同業種と比較して魅力低下が懸念される。」旨の説明がなされた。

使側オブザーバーから「造船業の競争力は品質等の総合力によるもので、賃金水準による競争ではない。人手不足は課題だが、福利厚生等の総合的な取組が必要である。特定最低賃金の改正は必要ないと考えている。」旨の説明がなされた。

（イ）自動車小売業について

労側委員から「自動車小売業は販売だけでなく、社会的な役割を担っている。整備士不足が深刻化している。」、労側オブザーバーから「整備部門はエッセンシャルワーカーの役割を担っている。若年人材確保のためにも業界の魅力向上が必要である。」旨の説明がなされた。

使側オブザーバーから「特定最低賃金の改正の必要はないと思っている。県内事業者の８割は中小零細事業者である。人材不足対策に必要なのは賃金だけではなく、職場環境改善等も必要である。多くの中小零細事業者が携わっているという視点で検討願いたい。」旨の説明がなされた。

イ　使側委員から「各業界の方から実情を伺ったが、船舶製造業については、労働者側から、重要な産業であり、今後も需要が見込まれ、人手不足についても説明があった一方で、使用者側オブザーバーからは、競争の実態は賃金水準だけではなく、品質、技術力、納期対応など様々な要素によるものであり、賃金引下げによる不公正な競争は生じていな

いとの説明があった。自動車小売業については、労働者側の社会的な役割を果たしている旨の説明も理解する一方で、使用者側オブザーバーからは、多数の中小・零細企業によって支えられており、人件費負担の増加が経営に与える影響は大きいとの説明があった。また、公正競争ケースとして見た場合にも、賃金水準による不公正な競争が生じている状況にはないと考えている。総合的に勘案すると、特定最低賃金を設定する必要性は認められない。」旨の説明がなされた。

ウ　船舶等製造業及び自動車小売業の改正決定の必要性について

労使委員及び労使オブザーバーの意見を踏まえ審議した結果、全会一致に至らず、「改正の必要性あり」との結論には至らなかった。

エ　各種商品、各種食料品小売業の決定の必要性について

使側委員から「業界の競争実態からみて特定最低賃金の必要性は認められない。」旨の説明がなされた。

労側委員から「人件費抑制によらず、適正な賃上げ等による公正競争を促す必要がある。特定最低賃金は必要であると考える。」旨の説明がなされた。

審議した結果、全会一致に至らず、「決定の必要性あり」との結論には至らなかった。

（2）労働協約ケース６業種について

鉄鋼業、金属製品製造業、機械器具製造業、電気機械器具製造業、自動車製造業、各種商品小売業の６業種に係る改正の必要性について、本審で審議するか、専門部会で審議するかの審議がなされた。

労側は「昨年度の審議経過も踏まえ、本審で審議するべきである。」旨の意見であり、使側は「鉄鋼業等の５業種は専門部会で必要性を審議し、本審で報告・審議し、必要性ありとなった業種については専門部会で金額審議することが望ましい。各種商品小売業は本審で審議する。」旨の意見であった。

その後、労側から「専門部会での審議は受け入れられるが、各種商品小売業もほかの５業種と同様に専門部会で審議すべきである。」旨の意見があった。

審議した結果、鉄鋼業、金属製品製造業、機械器具製造業、電気機械器具製造業、自動車製造業は専門部会で審議し、各種商品小売業は次回本審での継続審議となった。

（3）公正競争ケース３業種について、「必要性有りとの結論に達し得なかった。」旨の答申がなされた。

（4）事務局から「専門部会で審議することとなった労働協約ケースの５業種について、10月７日から10月21日まで労使委員候補者の推薦公示を行う。」旨を説明した。

3　その他

事務局から「必要性審議の専門部会は10月下旬以降に開催することとなる。次回第576回本審は必要性審議の専門部会の開催後となる。」旨を説明した。